



出産おめでとうございます。

お子さまの健やかなご成長とご家族の皆様のご健康を心よりお祈りします。

お子さまの出生届を提出する際、あわせて下記の手続きをお願いします。

手続き	手続きの方法、添付書類等
出生届	生まれた日から 14 日以内にお子さまの出生地、父母の本籍地、届出人の住所地のいずれかの市区町村役場へ提出してください。出生届（出生証明書欄に証明されているもの）、届出人の印鑑（出生届に押印した印鑑）をお持ちください。 <ul style="list-style-type: none">• 出生届• 届出人の印鑑
出生届出済証明	出生届を提出した市区町村役場で証明します。出生届と一緒に母子手帳を持参してください。 <ul style="list-style-type: none">• 母子手帳
児童手当の申請	お子さまの生まれた日の翌日から 15 日以内に手続きをおこなってください。公務員の方は勤務先での手続きになります。 <ul style="list-style-type: none">• 受給者（両親）の健康保険証又は年金加入証明書（写し可）• 受給者の認印• 振込みを希望する受給者の金融機関の通帳 ※以前他市町村に住所があった方は所得証明書が必要な場合があります。必要な場合は申請時にご案内します。
福祉医療の申請	お子さまの保険証ができましたら、福祉医療の手続きをお願いします。 <ul style="list-style-type: none">• お子さまの保険証• 認印 ※福祉医療受給者証が発行される前にお子さまが病院にかかれた場合は、病院の領収書を持参しご相談ください。
出産育児一時金の申請	（国保に加入している方） <ul style="list-style-type: none">• 国民健康保険証• 認印• 振込みを希望する金融機関の通帳 ※医療機関等への直接支払制度を利用した方で、出産費用が 42 万円を超えた場合は申請不要です。 （国保以外の保険に加入されている方） 加入している保険組合に手続きについてお問い合わせください。

田野町は赤ちゃんが生まれた家庭へ保健師が新生児訪問をおこなっています。事前に電話で訪問日等をお知らせしますのでよろしくお願い致します。育児のこと、お母さんの体調のこと等相談したいことがありましたらお気軽に保健センターへお電話ください。



お問い合わせ先：田野町役場保健福祉課 ☎38-2812
田野町役場保健センター ☎38-8212